

國第百六十四回
參議院内閣委員會會議錄第六號

平成十八年四月十一日(火曜日)
午前十時開会

委員の
四月十一日

出席者は左のとおり

松井 孝治君

藤末 健
補欠選任

副大臣	國務大臣	猪口邦子君
事務局側員	文部科學副大臣	馳浩君
常任委員會專門農林水產副大臣	一水君潤君	鳴谷
政府参考人		

○委員長(工藤堅太郎君) 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

○山内俊夫君 質疑のある方は順次御発言願います。

おはようございます。

問題が発生いたしております。その一つが、児童を対象とした凶悪犯罪が続発し、また銃器・薬物犯罪も依然として厳しい状況にあります。これら犯罪のない社会の実現を目指して、その取締りを強化するとともに、国民の安全、安心を確保するため、地方警察官の増員、今年もう三千五百名認めてもらいましたが、さらに防犯情報の提供など、犯罪の抑止に向けた多面的な取組を進

副大臣	國務大臣	猪口邦子君
事務局側	文部科學副大臣	馳浩君
官閣府政策統括	農林水產副大臣	一水君
警察厅生活安全全 政参考人	常任委員會專門	三浦潤君
林幹雄君	鳴谷潤君	竹花豊君

○委員長(工藤堅太郎君) 銃砲刀劍類所持等取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

○山内俊夫君 質疑のある方は順次御発言願います。

おはようございます。

○山内俊夫君 おはようございます。

銃砲刀劍類等の所持取締法の一部改正ということが、日本の安全社会、最近は少しやばくなつてきたかななど思つておりますけれども、銃所持が自由にできるアメリカと違つてはるかに安全問題が発生いたしております。その一つが、児童を対象とした凶悪犯罪が続発し、また銃器・薬物犯罪も依然として厳しい状況にあります。

これら犯罪のない社会の実現を目指して、その取締りを強化するとともに、国民の安全、安心を確保するため、地方警察官の増員、今年もう三千五百名認めてもらいましたが、さらに防犯情報の提供など、犯罪の抑止に向けた多面的な取組を推進することが必要と考えております。

警察として、発生した犯罪の着実な検挙に加

委員

西銘順志郎君
山内俊夫君
芝博一君
柳澤光美君

藤末 健三君

藤末 健三君

副大臣	國務大臣	猪口邦子君
事務局側員	文部科學副大臣	馳浩君
常任委員會專門農林水產副大臣	一水君潤君	鳴谷
政府参考人		

○委員長(下塙堅太郎君) 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案の趣旨説明は既に聽取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

○山内俊夫君 質疑のある方は順次御発言願います。

おはようございます。

銃砲刀剣類等の所持取締法の一部改正についてで、日本の安全社会、最近は少しやばくなつて

問題が発生いたしております。その一つが、児童を対象とした凶悪犯罪が続発し、また銃器・薬物犯罪も依然として厳しい状況にあります。

これら犯罪のない社会の実現を目指して、その取締りを強化するとともに、国民の安全、安心を確保するため、地方警察官の増員、今年もう三千五百名認めてもらいましたが、さらに防犯情報の提供など、犯罪の抑止に多面的な取組を進

農林水產大臣官	高橋直人君	米田壯君	豐原竹村
外務大臣官房參事官	辻優君	織田局長	警察廳刑事部組
司法大臣官房參事官	大庭	大庭	大庭
農林水產大臣官	高橋	米田	竹村

本日の会議に付した案件
政府参考人の出席要求に関する件
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律
案(内閣提出)

本日の会議に付した案件
政府参考人の出席要求に関する件
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改
案 内閣提出

改正する法律

な社会にあることはもう皆さん御承知のとおりかと思います。
大臣は就任以来、安全で安心な社会の実現に努力されていると私たちは承知しておりますが、昨年十二月に栃木県今市市における幼女殺害事件のように、大変痛ましい事件が後を絶たないといふところであります。また、銃器・薬物犯罪などの治安の根幹を揺るがすような事案もかなり増えてきております。

こういった中、安全な日本の基本的要因、安全な社会である日本の要因というものは、私はやは

え、今後とも、防犯ボランティアを始めとした関係方面と連携しつつ、犯罪抑止対策を強力に推進するよう努めてまいりたいと考えております。○山内俊夫君　是非その辺りしっかりと、従来の日本社会の安全を確保していただきたいと思つております。

委員長（工藤堅太郎君）　ただいまから内閣委員会を開会いたします。

大臣は就任以来、安全で安心な社会の実現に努力されていると私たちには承知しておりますが、昨年十二月に栃木県今市市における幼女殺害事件のように、大変痛ましい事件が後を絶たないというところであります。また、銃器・薬物犯罪などの治安の根幹を揺るがすような事案もかなり増えてきております。

こういった中、安全な日本の基本的要因、安全な社会である日本の要因といふものは、私はやはり先ほど申し上げましたように、銃砲刀剣類所持等の取締法が日本にはしっかりと存在していると、それが大変大きな私は安全な社会を築いていくんじゃないかなと思っております。ただ、自由

え、今後とも、防犯ボランティアを始めとした関係方面と連携しつつ、犯罪抑止対策を強力に推進するよう努めてまいりたいと考えております。
○山内俊夫君　是非その辺りしつかりと、従来の日本社会の安全を確保していただきたいと思っております。

ところで、今日、今回の法案の一部改正でありますけれども、エアガンが中心になつておると思思います。まあ準銃砲というように言われておりますけれども、これ、ちょっとサンブルも是非ということで、もう委員の皆さん方にも持つていただいて、手で、ビジュアルに確認をいただけたらと思う。（資料提示）

といいますのは、私たちは小さいとき、男社会

をいたします。
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律
の審査のため、本日の委員会に、理事会協議の
おり、政府参考人として内閣府政策統括官林幹
君外四名の出席を求め、その説明を聴取するこ
とに御異議ございませんか。

に持てる国と、日本の社会のようになつかりとその辺りが確立されている国と、大変安全性に違いがあるということも現実であります。

そういうことを踏まえまして、今日現在の治安情勢に関する大臣の認識を少しお聞かせいただければと思っております。

○國務大臣(沓掛哲男君) 平成十五年以降三年間は連続して刑法認知件数が減少し、検挙率も上がり、治安に回復の兆しが見えております。しか

ので遊ぶくせがありまして、まあ、くせというよりもそれが男社会の体质だろうと思うんですけども、やはり子供時代からおもちゃの中でもこの銃砲類とか刀剣類に大変興味を持つ世代でもあります。たわけですが、ただおもちゃの間はいいんですけれども、最近どうも威力を増しているエアガンというものが随分出回っていると聞いておりまます。こうした治安情勢の中で、単なるおもちゃの段階ならないんだけれども、人を殺傷する苦し

國務大臣
（國家公安局委員會委員長）
杏掛 哲男君

第一部 内閣委員会会議録第六号 平成十八年四月十一日 【参議院】

今回一部改正というものは、私は大変大切なことじやないかなと思つておりますけれども。

ここで、生活安全部長に少しお聞きしたいんですけれども、こういつた中で、國民に不安を与えているという事例が大変多くなつてきておりますので、その発生状況、そしてその被害の状況も少しお知らせいただけたらと思います。

○政府参考人(竹花豊君) 昨年九月以降に、いわゆるエアガンに係る事件が多発をして國民の耳目を集めているところでございますけれども、平成十五年から十七年の三年間に、この種のいわゆるエアガンに係る事件を合計百六十五件検挙いたしました。

この百六十五件の内訳をいたしましては、傷害を負わせた事件三十七件、強盗事件に利用されたものが三件、暴行事件になつたものとして処理されたものが七十五件、器物損壊事件として処理されたものが四十二件、脅迫事件に使用されたものが五件でございます。このように大きな被害をもたらしている状況にござります。そして、このうち傷害を負わせた三十七件につきましては、すべて今回規制の対象としようとしております威力の強いエアガンが使用されました。

また、これに加えまして、こうした威力の強いエアガンが現行の銃刀法で既に規制の対象となつております改造空気銃に改造される事件が多発をしております。押収されたそうした改造空気銃は、平成十六年には四丁でございましたところ、昨年、平成十七年には七十三丁と急増いたしました。

○山内俊夫君 このようなエアガン使用事件の発生状況からすれば、今回の銃刀法改正は遅きに失したのかなという感も否めないんですけれども、これまで警察は、こうした危険性の高いエアガンについてはどのような対策を取つてこられたのか、その辺りをお聞かせいただけますか。

○政府参考人(竹花豊君) 御指摘のとおり、エアガンに係る規制については、やはりそうしたもの

がおもぢやとして広範に出回つてゐるという状況もございまして、これまで警察いたしまして

は、こうした威力の強いエアソフトガンにはやはりそれなりに注目をして心配をしておりましたけれども、そうしたことに対処するため、平成十二年ころから業界団体と連携をいたしまして、業

界団体が定めた自主規制値、これはできるだけ威力の弱いものにしようというような自主規制値を業界団体が定めまして実施をしようとしていたわざでござりますけれども、そうした自主規制値を守つて威力の強いエアソフトガンを製造しないよう、こうした製造業者に働き掛けをしてきたところでございます。

そうした努力が中心でございましたが、このようないい警察の努力をしり目にいたしまして、業界団体内の中でのこうした自主規制に従わない、いわゆるアウトサイダーの業者や輸入事業者が出現をいたしまして、こうした自主規制だけではどうも何とも状況は改善できないという、そういう状況に立ち至りましたことから、今回、法の改正をもつて対処しようというふうに考えたところでござります。

○山内俊夫君 今回、所持が規制されるということがなつた、その先ほどから話が出ている、準空気銃といふんですね。これはどの程度の威力があるものかどうか。今日もサンプルを先ほどから回させていただきたいことで、中には缶を、普通の

おもぢやであるやつと、撃ち抜いてしまう威力を持つておられるもの、これもう両方持つてこさせていただいたんすけれども、その威力の程度を少し

具体的に分かりやすく説明していただけますか。

○政府参考人(竹花豊君) お尋ねの事件につきましては、昨年九月二十六日未明、和歌山県内の近畿自動車道において、車に乗つた被疑者がけん銃のものを走行中の他の車両に向けて発射し、車両の窓ガラスが割られるなどの被害が相次いで二件発生し、また大阪府下におきましても、走行中の車両等に対する発砲事件が連続して発生したものです。

和歌山県警察及び大阪府警察が連携を図りながら所要の捜査を進めたところ、大阪府警察におきまして同年十月六日に覚せい剤取締法違反で逮捕した二十五歳の男性が本件犯行を敢行した旨を供述したため、十月二十六日に器物損壊罪及び銃刀

以上の運動エネルギーを有するエアソフトガンを準空気銃として規制する方向で検討しております。

先ほど委員の先生方で回覧をされておられましたエアソフトガンはこの三・五ジユール以上のものでござりますけれども、これをもつて一メートルの距離からビールの空き缶に向けて弾丸を発射いたしますと、突き抜けて貫通いたす威力を有しておりますが、これに至らない、三・五ジユール・パー・平方センチに至らないものであります

と、へこむだけで、缶がへこむだけだという威力として現れるところでございます。

このような形で、かなり顕著に準空気銃とそうでないエアソフトガンについての威力の差がござります。

○山内俊夫君 何かジユール何とかつていう難しい言葉が出ておりますけれども、要するに人に向けて発射されるとかなりの傷害を発生するというくらいの威力だということを、漠然とですが理解をさせていただきますけれども。

例えば、昨年、和歌山で車両に向けて撃られたエアガン、基本的にはエアガンだということを聞いておりますけれども、ガラスが割れるほどの威力を持つておりますが、その和歌山で発生した事件、これは、事件の具体的な内容を少し御報告いただけませんか。

○政府参考人(竹花豊君) お尋ねの事件につきましては、昨年九月二十六日未明、和歌山県内の近畿自動車道において、車に乗つた被疑者がけん銃の改造の大本、土台となりましたエアソフトガンに改造をされましてその傷害事件等で使用されただこと、こうした事件を受けまして、警察では、エアソフトガンの改造防止対策について様々な検討を重ねてまいりましたが、押収いたしました改

造空気銃について調査をいたしましたところ、それが改造の土台となる改造用の部品が空気銃に改造をされましてその傷害事件等で使用されただこと、こうした事件を受けまして、警察では、エアソフトガンの改造防止対策について様々な検討を重ねてまいりましたが、押収いたしました改

造空気銃について調査をいたしましたところ、それはいずれも元々の発射威力が強いものだということが明らかになつてしまいまして、ここが流通しないように規制することでエアソフトガンの改造についても防止ができるのではないかというふうに考えたところでございます。

○山内俊夫君 その空気銃への不正改造ですね、これを防止するためには、その改造の土台となるエアガンだけではなくて、その改造に用いられる部品の売買、こういったものもかなり規制すべきではないかなと、このように思うわけですが、その辺どうなんでしょうか。

○政府参考人(竹花豊君) エアソフトガンの発射威力を高める改造の方法といたしましては、中にございますればねなどの部品を強度が強いものに交換するといったような方法があると承知をいたしております。これらの部品は一般の工業製品等に

ますし、いろんな意味で警察官の増員ということですが、我々も図つて予算も増やしてきておるわけですが、ござります。今回の法改正、その一部でありますけれども、国民生活の安全を確保して、そして国民の不安感を取り除くためにも大変大きな私は意味があると思っております。それにも増して必要なのは、今回の法改正を踏まえて、警察が一層鋭器犯罪の根絶に向けて全力で取り組んでいただきたい。大臣のその辺りの所感並びに決意などをお聞かせいただいて、最後の質問にさせていただきます。

○国務大臣（沓掛哲男君）　今回の法改正は、国民の安全を守るためのものであり、警察といたしま

しては、法施行後、準空気銃にかかる犯罪の取締りに全力で取り組むことはもちろんのこと、今後とも、続器犯罪のない社会の実現を目指して、

国内外の関係機関との連携強化を図りながら、密
切な監視・調査、取り扱い管理体制の一層の確立

輪・密売組織の壊滅 暴力団武器庫の摘発 広報啓発活動の推進など、総合的な銃器対策を積極的

に推進するように努めてまいりたいと考えておりますが、今日は大変委員から貴重な御意見もたくさんございましたので、参考としてお聞きしたいと思います。

さんいただきましたので、そういうものも参考に

しながら、世界一安全な国日本の復権のために全力を挙げていきたいというふうに考えておりま

す。
（アーティスト用語）

○山内俊夫君 どうもありがとうございました

○山内俊夫君　　はい。

○委員長(工藤堅太郎君) 委員の異動について御
報告いたしまして、

報告いたします。
本日、松井孝治君が委員を辞任され、その補欠

として藤末健三君が選任されました。

○芝博一君 民主党・新緑風会の芝博一でござります。

今日は銃器対策の改正法につきまして質問させられました。

ていたたきたいと こう思っています。

に、全体的な銃器に対する取組について、特に昨今の銃器情勢にかんがみ、銃器対策について、関係行 政機関相互間の緊密な連携を確保するとともに、銃器に対する強力な取締り、国民の理解と協力を求めるために広報啓発その他総合的かつ積極的な施策を推進するために、内閣に銃器対策本部を設置されました。以来、相当年数がたつわけでありますがけれども、これは毎年毎年、銃器対策推進計画を立てて、具体的な取組を行いながら、銃器に対する取組を今日まで行つてきたと聞いております。

そこで、銃器対策の副本部長を務める猪口大臣に、平成十七年度の銃器対策推進計画、これは現在どこまで進捗をして成果を上げているのでしょうか、その総括についてお聞きをさせていただきます。

○國務大臣(猪口邦子君) 芝先生にお答え申します。

先生御指摘のとおり、この本部の下におきまして、この基本計画が毎年決定されまして、そして前年度の取組についてのフォローアップを行うという形でこの分野の施策が推進されてきているところでございます。

現在は、いろいろな連携の中で、平成十七年に おいてまずどういう成果があつたかの分析と、今後どういう課題があるかということを検討しているところです。いまして、例えば、銃器発砲事件の発生件数、死傷者数とともに過去最少を記録してござります。また、けん銃使用事件の認知件数も過去十年間では最少であつたということから、銃器犯罪一般につきまして一定の歯止めが掛つたというような成果を認めているところでござります。

他方で、もう既に御議論があつたと承知しておりますけれども、エアソフトガンに係る事件が増加しております。また、暴力団情勢の悪化が懸念さ

されるということなどもござりますので、銃器、いわゆる情勢全体ですね、これにつきましては予断を許さない状況であると考えております。その中で、この推進計画に基づきまして積極的に施策を推進し、また今後の対策についても検討しているところでございます。

○芝博一君 今大臣の方から平成十七年度の今までの進捗状況と成果についても概略をお聞かせいただきました。改めてその成果はあるんだろうと認識をしております。特に、今言及されましたように、銃器等の発砲事件等々の減少であつたより、銃器等を使用する事件の減少等々、減少傾向にはあるものの、まだまだ予断を許さない、こんな状況も続いていることも反対に現実であります。

そこで、今大臣の方から、今は前年度、すなはち平成十七年度の、失礼、十六年度のできなかつたことについて、要するに目標に達成できなかつたこと、推進が十分いかなかつたことについて、フォローアップをどうしていくのかという検討をされているというようなこともお聞かせをいただきました。

○國務大臣(猪口邦子君) 先生御指摘のとおりで、どの点がどのような形で十分な成果を上げられなかつたのか、その点が分かりましたらお伝えください。

現実に十七年度は、取組を立てて目標設定をして、懸念される要素がたくさんございます。特に、海外との関係におきます銃器の、不法銃器の流入でございます等のことから、水際対策の強化が重要であるという認識の下に、水際対策の的確な推進、その他銃器犯罪に関する徹底的な捜査や調査、このようなことは順調にこの推進計画に基づいて推進していると評価できると思いますが、今後、今度十八年度のこの推進計画を考える際に、むしろ我々の方の取組の不足というよりも、我々を取り巻く諸状況の変化、特に国際環境をめぐる変容につきまして十分な分析をし、海外からの銃

器の流入等を徹底阻止する必要があると、現在のところ認識しています。

○芝博一君 今大臣から、昨年度から今年にかけて、まあ十七年度にかけて、という部分でありますけれども、その部分のお話をいただいた部分、御説明いただきましたけれども、十八年度の部分にも言及をいたしました。改めて、平成七年から逐次現状に合わせながら上昇志向でそれぞれの対策を組んできていたら、こう思つておりますけれども、特に昨今、私どもが印象に残りますのは暴力団の銃器等々を使った事件の発生であります。この部分については、大変一般的の市民も巻き込まれるというような大きな事件にも発展することもあります。その部分がある意味ではまだまだ対策が遅れているのかなという思いをされるわけでありますけれども、改めて、間もなく開かれるであろう平成十八年度の銃器対策推進計画の中において、大臣としてはどの点を、どんな部分を重点的に取組として考えているのか、その決意を聞かせていただきたいと思います。

○国務大臣(猪口邦子君) ありがとうございます。

私は、先生の御指摘は誠に真実であると思います。この銃器犯罪といふものは正に平穏な市民の日常をある日突然、直接かつ重大な形で恐怖に陥れるものでありますので、社会としてはこの絶無を期すために全力を尽くさなければならないと、ますその基本認識をこの十八年度の銃器対策の推進計画を考えるに当たつて深く抱いていきたないと思っております。

その上で、先ほどお伝えしましたような国内での取締りの強化ということと併せて、我が国を取り巻く諸情勢の環境変化、情勢変化を着実に見据えて、特に我が国において押収される真正のけん銃、つまり改造されているとかそういうものでは

ない金銭の大部が外国製のものであるということが調査から分かつていまして、このような実態を踏まえれば、国内の取組、そして取締りの機関が連携して特に水際対策の強化をすることが重要であり、また対外的にも協力を強化しながら、海外からの銃の流入をどう防ぐことができるかということを考える必要があると感じております。

私は、以前にジユネーブや国連におきまして軍縮大使として、小型武器、これはここで論じているこの銃器を含む小型武器の取締りと軍縮につきましての国際的なプロセスに力尽くしたことがございます。現在は、国内からどういうふうに、そのような国際的な環境の悪化に伴つて国際プロセスにおいて一層取締りを強化しなければならないようこののような銃器の部分について、国内の側からどのように取組を強化しなければならないかということを考える立場の担当大臣でございますので、全力を尽くして十八年度の推進計画を取りまとめてまいりたいと考えております。

○芝博一君 この銃器の対策につきましては尽きることのない永遠のある意味では課題だらうと、

こう思つておりますから、気を緩めることなく、十八年度におきましても大いなる成果を上げていただきますように取り組んでいただきたいと、こう思つております。

今も大臣の答弁の中から、銃器に対する部分はほとんどが海外からの流入であつて、外国製が多く事件に使われてゐる、また日本に入つてきていると、こういう話もございました。

そこで、日本との国際的な関係の部分について改めてお尋ねをしたいと、こう思うわけであります、国連におきまして、国際的な組織犯罪の複雑化や深刻化を背景として、国際組織犯罪防止条約、そして、それに併せて人身取引や密入国に関する議定書が二〇〇〇年の十一月の十五日に採択されました。統いて、二〇〇一年の五月の三十一日に銃器に関する議定書が国連で採択をされました。

この部分について、当然ながら、今申し上げ

ましたように、一国だけで銃器対策が図れません。世界の中で大きな位置付けといいましょうか、銃器に対する位置付けの認識もございますけれども、現在、この国連で採択、採決をされました国際組織犯罪防止条約、そしてそれに附帯する人身取引、密入国、銃器に関する三つの議定書現在我が国の署名状況はどうなつてゐるのか、お教えください。

○政府参考人(辻優君) お答え申し上げます。

今、委員から御質問のございました国際組織犯罪防止条約並びにそれを補足いたします三つの議定書の件でございますが、国際組織犯罪防止条約については平成十二年十二月に署名を済ましてござります。その他三件の議定書、人身取引、密入国、銃器に関します議定書につきましては平成十四年十二月に署名を済ましてござります。

以上でございます。

○芝博一君 条約並びに三つの議定書については既に我が国としては署名をしていると、こういうことであります。

で、これらの条約並びに議定書は、署名しただけでは、ある意味では形だけのものでありますて、効力を發揮いたしません。当然ながら、それを補完するといいましようか、効力を發揮するためには法的な整備をして、ある意味では国会の承認を得ないと実効が上がつてこないのも事実であります。

そこで、改めて、今御答弁もいただきました猪口担当大臣、先ほどからも国際的な立場、海外との連携等々も言わされましたけれども、なぜ国会でまだ承認がこの議定書に対して得られていないんでしょう。その理由をお尋ねいたします。

○国務大臣(猪口邦子君) 恐れ入ります。

おっしゃいますとおり、国会におきます決定をもつてこの条約を批准することができるか、また議定書の締結をすることができるかということでございますが、まず私といたしまして、銃器等の不正な製造、取引防止、これと戦うためには締約国間の協力を推進し、国際的な法的枠組みを構築することが必要であると。したがつて、この議定書の締結に向けて努力する必要があると考えております。

現在のところ、例えば銃器の製造日、製造のときですね、それから輸入時の刻印など、こういう新しい制度の創設が求められております。銃器へ刻印、記録保管、輸出入管理等、私は国際の部分をやりましたので、そういうところに関する制度が必要でありまして、そのような制度を確立すべく、国内関係法令を、国内担保法の整備と申しますが、そういう関係法令の整備を図る必要があります。

以上でございます。

○芝博一君 人身取引と密入国の議定書について

は平成十七年に既に国会承認を終わつてゐる。しかし、銃器についてはまだ国会承認が終わつてい

ないという、こういう答弁であります。

なぜ銃器に対する議定書がいまだに国会の中で承認を得られていないのか、ここは大変大きな問題であります。この銃器に関する議定書の内容、概略を申し上げますと、銃器等の不正な製造及び取引を防止し、これと戦うための協力を推進するため、国際的な法的枠組みを構築することを目的とした議定書であります。しかし、まだ現在、我が国においては法的な整備が進まないという部分から、国会での承認が得られていません。

そこで、改めて、今御答弁もいただきました猪口担当大臣、先ほどからも国際的な立場、海外との連携等々も言わされましたけれども、なぜ国会でまだ承認がこの議定書に対して得られていないん

でしょうか。その理由をお尋ねいたします。

○国務大臣(猪口邦子君) 人身取引等の他の分野でも具体的な取組の事務を詰めることは非常に難しい部分が多くあつたと思いますが、それはなされたわけでございます。そして、銃器につきましても、実際には、国際的な観点からどの水準のものが求められているか、どのような対応が求められているかということがあります。銃器がされていないという説明しかありませんでした。法整備をされない理由、具体的にお教えください。

○国務大臣(猪口邦子君) 人身取引等の他の分野でも具体的な取組の事務を詰めることは非常に難しい部分が多くあつたと思いますが、それはなされたわけでございます。そして、銃器につきましては、実際には、国際的な観点からどの水準のものが求められているか、どのような対応が求められているかということがあります。銃器がされていないという説明しかありませんでした。法整備をされない理由、具体的にお教えください。

そして、この議定書が義務付けている内容は、先ほど申し上げましたような刻印、これマークイングと呼ばれるものです。これは不法に銃が転売され、その責任を、それを取り締まるためにはそのルートを追尾できなければならぬ、トレーシングと言いますが、そのようなことのためにもますますすべての取引に関する完全な記録保管、そしてもちろん輸出入の管理等、事務的にその制度

を、かつ日本の場合は非常に確度高い制度を条約議定書の締結において構築する努力を誠実にします。国家でありますので、そういうところの詰めにつけまして鋭意政府として努力しているところでござります。

○芝博一君 警察庁さん、外務省さん、取組と姿これについて銘意検討をするよう努力をしてございまして、可能な限り早期の締結を目指して努力をして、続けてまいりたいと思います。
以上でございます。

いつごろまでに、今十八年度の推進計画の中でも取り上げているというお話をございましたけれども、それでは十八年度で承認ができるような形で取組をするのか、いやいや時期はまだ分かりませんよという状況なのか、その見通しについて具体的

画の中で、まず目標設定として大臣の強いリーダーシップを發揮されるお気持ちはございませんか。

○芝博一君 なぜ法整備が順調といいましょか

勢を聞いているんじやないんです。

的にお答えください。

私は、この分野につきまして、先ほどから答弁

進んでいないのかどうか部分で二二三例えは銃器の刻印の問題とか記録の保持等々に言及をされました。これは内閣だけで調整ができるすべての法整備がそういうものではないと私は認識をしておりますけれども、この銃器議定書、すなわちこの国会承認まで話を進めようと思いますと、関係する省庁はどこことどことどこになつてくるんでしょうか。

今 時間が掛かって調整ができると言わざつて
いる問題点は大臣から二、三御報告をいただきま
した。刻印の問題であるとか記録登録の問題と
か、いろいろなことがありました。
それぞれの中で、それだけじゃない、だから調
整ができないと私は理解しているんですが、改め
て何の問題が、課題があつて調整がまだか、どうう
か、こういったことを具体例で答えてください。答へてこ

○國務大臣(猪^{イノコ}邦子^{ミコト}) 大変難しい質問をいたしましたが、まず非常に重要なという認識を、この内閣委員会の場を通じましても、また先生の御質問に答弁させていただく形をもつても改めて再確認できたところでござります。

私はいたしましては、まずこの推進本部の副本部長としての立場であり、本部長は官房長官でいらっしゃいます。そろそろ全ての努力をもって活動

させていたたいておりますとおり、その専門性に
かんがみ、かつて国際的なプロセスにおいて専門
家としてまた日本の大使として活動したことなどが
ざいますので、その込み入った内容、そしてまた
世界各国の取組もかなり変化してきているという
ようなことも理解しております。そのような私な
りに理解していることも含めて、現在のこの特命
担当についての仕事へ向かって、全力を尽くしてい

○國務大臣(猪口邦子君) 主に警察庁、外務省、
経産省、法務省でござります。

○政府参考人(竹花豊君) 現在、法整備について
なつていません。

当大臣でありますので、そういう観点からは、
きたいと考えております。また、銃器対策特命担
りをしてまいります。その上で万全の努力をもって備

担当としての任務に生かして、全力を尽くして、この十八年度の推進計画をこれから策定するところにございますが、先生の本日の御質問の内

○芝博一君 この各省庁間の調整が当然ながら要るということでありまして、外務省、警察庁、経産省、法務省が主などころであると、こう今も答弁いただきました。

詳細な検討を進めておるところでございまして、それは非常に実務的な問題として時間も掛かって いるということでございまして、警察庁といたしましては特段何か具体的な支障があるという問題

行政各部の施策の統一を図り、必要であるならば、総合調整に関する事務をつかさどる立場にござりますので、最善の努力をもつて、関係省庁の足並みがそろい、連携が深まり、先生御指摘のこと

容につきまして深く重く受け止めて対応してまいりたいと思っております。

今、大臣の答弁でいろんな問題点がありましたが
けれども、同じ共有認識かどうか、まず警察庁と
外務省、この銃器の議定書に対する問題把握につ
いてお答えください。

○政府参考人(竹花豊君) 銃器議定書にかかるわ
け法整備については、銃刀法の改正を要するものと
認識をいたしておりまして、そのための準備を銃
意進めてきたところであります。今後もできるだけ早
期に準備が整うように努力してまいりたいと考え
ております。

○政府参考人(辻優君) お答えいたします。
警察庁の方からも御説明がございましたけれども、特に刻印の在り方の問題、それから記録の保持等も含めまして関係省庁に鋭意御検討をお願いしているところでございまして、できるだけ早期にやるという姿勢だけで恐縮でございますけれども、引き続き努力をさせていただきたいと思います。

の必要なることにつきまして早期に取り組み、実施できますよう最善の努力を尽くす所存でござります。

○政府参考人(辻優君) お答え申し上げます。
先ほど、この銃器議定書の目的につきましては
委員の方から御説明ございまして、私ども、この
議定書を締結いたすることは、銃器等の不正な
製造、取引を防止する等の見地から極めて有意義
と考えてございまして、外務省は条約を所管する
省庁でございますので、関係省庁と御相談をさせ
ていただきながら、先ほど猪口大臣からも御説明
ございました、いろいろと国内法の整備の問題、

○芝博一君 そうすると、時間的な部分でまだそんなにまで至っていないという理屈だと思いますけれども、問題点、何が問題かということは同じ共通事項だろうと、こう思つております。

そこで、銃器対策の推進本部として担当されてる猪口大臣に、これらの関係省庁を早急に働き掛けをいただきまして、私は一刻も早く承認をして国際的な取組を進めていくべきと考えております。されども、改めて、できるだけ早くじやなしに、

具体的に課題が分かっているならその調整をしながら、推進計画の中でも取り組むというだけじゃなしに、十八年度なら十八年度で承認に向けて取り組むというぐらいの具体的な目標を掲げて私は早急に対処しなければ、ある意味では推進計画も空念仏になってしまいますよ。現状の追認にほかならない、こう思います。時代は国際的な関係で一刻も、深刻な状況になつてゐるわけですから、再度その辺をこれから開かれる推進計

させていただきたいと思います。
先ほどから同僚議員からの質問等々もございま
したけれども、今回の規制対象となる強い威力を
持ったエアガン、これは推計で八十万丁という御
報告をいただきました。でも、これも恐らく先ほ
どの答弁で推測だろうと、こう思っているんです
ね。

この根底になる全体のソフトエアガン、ここに
普及状況、その方の推測についてもお答えください

い、警察庁。

○政府参考人(竹花豊君) 業界団体からの説明によりますと、エアソフトガンと称されるものを年間約百五十万丁市場に出荷をしているということです。

○芝博一君 今の警察庁のソフトエアガン、それから先ほど規制対象となる準空気銃の八十万丁についてもほとんどが業界からの情報を基にされているんですね。ところが、業界以外で、各マスコミ、新聞社では百五十万丁の一般ソフトエアガンが出回っている、いや三百万丁、いやいやもつとあつて四百五十万丁から五百萬丁ですよ、こんな報道もあるわけですよ。私はその推測の根拠が非常にあいまいだと思っています。ソフトエアガン自体でそんな部分でありますから、その中で規制対象になる八十万丁も果たして正確かどうか、もつともっと出回っているんではないか、こう思つてます。

ば、この東京都では、満十八歳未満の青少年に五
十センチ離れたところから〇・一三五ジユール以

ております青少年育成条例違反の双方に該当することになるものと考えております。

上のソフトエアガンは売ってはならない。売った場合は業者を処分対象とする、すなわち違反、罰則対象とすると、こうなつております。

ところが、今回のこの「準空襲録」の扱いの基準値、そして罰則の対象等々について大いなる不整合がある、整合性がない、こう思っているんです。が、この部分の運用について、国家公安委員長はどのような形で整合性を持つて、そしてどのようないかになるのか、お答えください。

委員會が指すところ、現在最も多數の者は都府
県、今四十一都道府県かとは思いますが、青少年
健全育成条例等によりエアソフトガンが有害玩具
として規制の対象にされておりますが、これらの

として規制の対象とされておりませんが、これからの条例は青少年の健全育成を目的とし、青少年への工アソフトガンの販売等を規制しているものであります。青少年への販売を規制するという立場からものでございます。

一方、今回の改正法は、準空気銃による危害の発生を防止するため、何人に対しても準空気銃の所持を禁止するものであります。改正法において規制対象とする準空気銃の威力の詳細についても

今いろいろ検討しておりますが、今、先ほど来もお話をありましたように、銃口から一メートルの位置で測定した弾丸の運動エネルギーが三・五ジユール・パー・平方センチ以上のものを準空気銃として規制することを今の時点では想定いたしております。

他方、都道府県条例で規制されております工アエロソルガンは準空気銃に該当しない威力の弱いものも含まれておりますが、改正法と条例は、規制の目的、それから規制様などが異なるものであり、改正法は条例と抵触するものではないというふうに考えております。

なお、改正法施行後、青少年に準空気銃を販売した者は、改正法による準空気銃の不法所持にかかる罪と、それから都道府県の条例で決められ

○芝博一君 今の公安委員長の御答弁の最後の部分であります、青少年条例は販売者に対する部分の規制、罰則があります。で、今回の準空気銃規制は所持者に対する罰則規定であります。これが、例えばですよ、十八歳未満の十七歳の少年、私が、準空気銃を取得したとしますと、当然本規定上で、売った側も取得した側も当然ながら罰せられます。しかし、全国の青少年条例によりますと、十七歳の子供だったら青少年条例の対象にならないわけですよ。売った業者だけが対象になるんですね。そうすると、今大臣の答弁では、どちらかの形でも、業者は本法律でも県条例でも二重摘発をされるという、そんな解釈でよろしいですか。

○政府参考人(竹花豊君) 売った、もちろん業者が、準空気銃を売るための業者というのはもうごくごく、この法律で例外的に認められている場合でございますので、業者がそうしたものをおふだん持てるような状況、準空気銃を売れるような状況で所持をしている状況はないわけでございまして、こうした、その準空気銃を所持していること自体についてまずこの銃刀法違反として罪になるわけでございます。これを少年に売り渡した場合には、その当該都道府県の青少年健全育成条例で売り渡した罪も併せて罪になるということでございます。

○芝博一君 併せて罪になるということですね、その売り渡した業者としてはね。そうすると、本法律案で一年以下若しくは三十万円以下となりますが、その部分で適用も受けて、改めて青少年条例の中での罰則も受けるという解釈でよろしいんですね。そこはそれでいいと思います。

そこで、今お話に出てきましたところ、これは準空気銃については所持した場合の罰則規定しか挙がっておりません。一年以下、三十万円以下の罰金、だと思っております。ところが、ほかのけん

銃とか空気銃のように製造、すなわち改造のための部品製造、これも含んでいます。さらには、今言いましたように譲渡、受渡し等々も含めて、これはまあ当然、受け渡すためには持っている人は当然所持になるわけで、これはやつぱり対象になるわけでありますけれども、それとか、改造行為を持たなくともAさんのけん銃を改造しましたよ。

ここに対する罰則規定はまるつきり挙がつていな
いんです。なぜ挙がらないのか、その理由をお答
えください。

○政府参考人(竹花豊君) 現在、改造を含めました製造が法で規制されておりますのはけん銃、猶

銃、空氣銃等の銃砲でございまして、譲渡が法で規制されていますのはけん銃及びそれらの部品でございます。で、これらはいずれも人の生命に

危険を及ぼし得る武器又はその密造に供されるものでござります。

一方、今回規制いたします準空気銃は、人の身体に傷害を与える可能性があるものではございま
すが、人の生命に危険を及ぼすほど威力の強いも

その製造、譲渡については今回特段罰則を新設せ
のではないことから、武器よりも危険性は低く、
人の生命の危険を及ぼすほど威力の強いも
うのがある。

ず、準空氣銃を正当な理由なく製造、譲渡した者については準空氣銃の不法所持として取り締まるところである。

ことといたしましたのでござります。

例で同じエアソフトガンでも対象が違つてくるとか、いろんな複雑な要素も絡んでおりりますし、一

船に対する所持者 国民に対する周知徹底が大
イントだらうと、こう思つております。そ
のところを十分把握をされまして、適切か

つ慎重な対応をしていただきますことを御要望申
し上げまして、私の質問を終わらせていたたきます
す。

○ 風間祀君 公明党の風間ですけれども、確認に
ありがとうございました。

なるかもしれませんけれども、先ほどの業者から
の情報によると、エアソフトガンは八十万丁出

回つてはいるというふうにありましたけれども、
そんな業者が作つてはいるのか、おもちや業者なんぞ
しようかね、教えてくれますかね。

○政府参考人(竹花豊君) 我が国でエアソフトガ
ンを製造している業者の多くは、威力が強くない
エアガンの製造に努めているところをございます
から、たえて威力の強いエアソフトガンに改造すると
けれども、そうした業者の一部が、威力の強く準
空気銃に該当するものを製造してきたことがござ
いますし、また、一部の販売店等が顧客の要望に
こたえて威力の強いエアソフトガンに改造すると
いうふうなこともあつたというふうに聞いており
まして、このようなものが合わざりまして約八十
万丁出回つてはいると業界の中で推計をいたしてい
ると聞いております。

○風間社君 ですから、推計でずっと今議論して
いるということなんでしようけれども、そうする
と、さつきもちよつと出ましたけれども、二十
ジユール・パー・平方センチメーター以上空気銃
で、三・五ジユール以上は準空気銃というふうに
定めてはいますけれども、さつきの年間百五十万丁
ほど出荷されているということありますけど、
全体総数は、本物の銃器も分からぬけれども、
この言わば空気銃も分からぬということになる
んですね。教えてくれますか、そこは。

○政府参考人(竹花豊君) 年間百五十万丁ほどエ
アソフトガンが出售されてきたということであり
ますけれども、この中には、いわゆる先ほど申し
上げました威力の強いものも含まれた数値として
承つております。

したがいまして、一年間に百五十万丁でありま
すから、大体耐用三年といたしますと、それに三
ヶ掛けた数字といつたものがエアソフトガンとし
て大方現在世の中に回つてはいるものというふう
に考えてよからうかというふうに存じます。

一方、空気銃はその所持には許可が必要として
おりまして、許可をいたしております空気銃の數
は三万数千丁と承知をいたしております。

○風間社君 はい、分かりました。ちょっと私も
勘違いしていました。空気銃が三万数千丁ね、分

かりました。

今回のこの改正された法案で所持が禁止になるわけでありますけれども、実効性を高めるためにはこの準空気銃が違法に国内に供給される道を断たなきやならないと思つておりますけれども、製造については、国や地方公共団体に譲り渡す場合などに限つて認められるのは分かりましたけど、輸入について厳しく規制する必要があるんぢやないかと思いますが、この部分についての水際作戦も含めてどのように対処されるのか、教えてください。

○政府参考人(竹花豊君) 今回の法改正によりまして、輸入 자체を規制はいたしておりませんが、輸入されまして国内に持ち込まれた段階で不法所持ということになりますので、そこを適用いたしまして規制をいたしたいというふうに考えております。

このような法が施行になりますれば、業者が大量に国内に頒布するものとして輸入をするというような事態は恐らく影を潜めるだろとうというふうに期待をいたしておりますし、そういう効果があろうかと思いますけれども、ただ、個人が個人として輸入をするというような事態につきましては、これにつきまして、そうした方法というのは、基本的にインターネット上の世界で情報交換がされることが多いことも多いというふうに承知をいたしております。それで、個人による輸入といつたものについても不法所持として摘発するということを、そうした取締りを十分行つていきたいと考えております。

○風間昶君 そうすると、輸入の部分は分かりました。製造の部分も分かつたけど、国内での今度、何ですかね。今のインターネットを含めて、製造する事業者がガムマニアなどに横流しする可能性、これあるんですね、ネットだけじゃなくてね。それはないんですか。

○政府参考人(竹花豊君) そうした場合はやはり罪になりますので、それは業者としての生命を絶

たれるということにもなりかねないという事態でございまして、私どもとしては、恐らくそうした横流し事犯といふものは、もちろん届出を、私ども、各公会議員会がこうした業者についての届出を受けますので、そうした業者に対する日常的な働き掛けを行うことを通じましてそのようなことがないよう、もちろん働き掛けを進めていくと

いうこともやつていただきと存じておりますし、そういうことも考えますと、恐らく横流しといふ事態についてはさほど大きな心配はしなくてもいいのではないかというふうにも考えているところでございます。

○風間昶君 分かりました。

改造については製造同様の規制と考えていいでしょか。特に、ガンマニアによるこの改造についてどのように対処するかということを伺いたいと思います。

○風間昶君 分かりました。

それから、先ほども議論になつておりましたけれども、この今回の二十四条の二項に、準空気銃の一時保管、警察官による一時保管が準空気銃を保管する対象に追加する法律の中身になつてます

けれども、問題は、だからこの保管したやつは、先ほどの御答弁で、分解してエアガンとして役に立たないようにしてごみとして処理するといふことですね。だからこの保管したやつは、

○政府参考人(竹花豊君) 済みません。

○風間昶君 いや、聞こえてました。

○政府参考人(竹花豊君) はい。

○風間昶君 二十四条の二項に、準空気銃を警察官が一時保管するという項目になつてますよね。

○政府参考人(竹花豊君) はい。

○風間昶君 それで、問題は、だから先ほどの同

僚議員の質問で、警察に来たやつはどうするんですかと言つたら、エアガンとして使えないよう分解してからごみに出すというお話をされましたよね。

それで、私が危惧しているのは、さつきの議論もそうですけれども、警察に持つていくのはいいとしても、持つていかないでいわゆる捨てる、放置するというか捨てる場合は、一般の人が鉄砲の姿を見たら必ず撃つてみたくなるのは当たり前なんで、いや大したことないなど、それはどうか分からぬけれども、とにかくやつて、要らないと

いつて投げる、投げるというか捨てるときに、燃えないごみとして出すわけですよ、普通はね。気が付かないようにして燃えないごみにして出すかどうかは別にして、出すんですよね。

だから、いわゆる産廃ではなくて一般廃棄物としてごみに出ていくとなると、それぞれの地域の回収事が回収していくことになるけど、あれ、エアコンプレッサーでがあつと圧縮するんですよ。うすると、圧縮されることによって、もしかしたら不測の事態が起こるかもしれない。そういうふうに、いや懸念しているんです、素人的に。

そういうようなことを考へるならば、警察庁のマターではないけれども、捨てる際の一一定のルールといふのが必要ではないかなというふうに思ふんですけど、それでも細かいかな。どうでしょうか。

○政府参考人(竹花豊君) 先ほど来申し上げておるところでございますが、本法成立いたしましたら、直ちにそうした廃棄のありようについても具体的に広報を進めていく必要があるというふうに考えております。その内容におきまして、今委員御指摘の点を踏まえて、どういう広報の中身が適当であるのかということについて今後検討させていただきたいと存じます。

○風間昶君 分かりました。

この資料にエアソフターガンに係る事件件数が、けん銃使用事件の五分の一ぐらいですけれども、いざれにしてもこの三年間で五十数件あるわけで

ありますけれども、このうち少年がエアガンを使用して犯罪を起した例というのはどのくらいあるんでしょうか。ほぼイコールですかね。

○政府参考人(竹花豊君) 十五年から十七年の三年間ににおけるエアソフターガンに係る事件全体の検挙、補導は百六十五件でございますが、このうち少年が関与しておりますものは七十六件でござります。また、委員御指摘の準空気銃を扱った事件が全体としてこの百六十五件のうち五十五件あるわけでございますが、このうち少年がかかわったものが十五件でございます。

○風間昶君 なるほど。

そうすると、結構、半数まで行かないけれども半数近くあるということですから、要するに人の体に傷付ける、皮膚が挫滅するあるいは挫傷するということの、このエアガンを世の中から排除するということはなかなか難しいわけですからでも、それにも増して、人を傷付けないというか思いやるという善惡の判断能力をやはりきちっと教育の現場で教えていくとおかしいですけど、体験していく、させていくというのが大事なことがありますから、学校現場のところでそのことを含めて、人に危害を与えない、傷付けることのない、いわゆる「ルール」を守ることも含めて、どのよくな取組しているのか、教えていただきたいと思います。

○副大臣(馳浩君) 基本的に小学校から、道徳の時間そのほかの生活とか総合的な学習の時間などを通じて、規範的にこうすることをしてはいけない、人に危害を加えてはいけない、ルールを守りましょというふうなことを教えておりますし、また今日ちょっと持つてきましたけれども、この非行防止教室等プログラム事例集というのを、これは警察庁と一緒に協力をして学校の先生方に配っておりますが、これは今現在、小中高校で非行防止教室というのを行つておりますし、その事例集を取りまとめたものであります。ここは全体のまだ四六%程度でしかないのですが、できるだけもうほとんどすべての学校で非行防止教室を実際にやつていただぐ、より一層取り組もうと思つてゐるんで

すが、小学校でいえば、まさしく万引きしてはいけませんよとか、他人を傷付けてはいけませんよと、ルールを守りましょうと、子ども一〇番はこういうところにありますよと、こういうことを伝えたりする。中学校になつてくると、自主的に防犯活動に取り組みましょうと。高校段階になると、犯罪被害者から、被害に遭つた人の気持ちを理解しましようとか、また最近多い携帯電話を使つた性犯罪、こういったこと、また、薬物あるいは銃器等への対応、こういったことを具体的に理解をして、こういったことに手を染めてはいけない。また、指導する立場である先生方には、非行等があつた場合にどういう流れで、少年院とか弁護士さんとか、いわゆる警察との連携を取りながら、と同時に更生させていくかというプログラムも指導しながら取り組んでいるところあります。

やはり今一番効果があるのは、警察官の方が直接受け校に来ていたら、やつぱり実践的に、教師としてはやはり観念的に道徳とか社会規範を教えられます、警察官の方々が、実際に現場におられる方々に、やつぱりこういったことは良くないんだとしつかり教えていただく、そういうことをから総合的に学んでいくという姿勢を伝えると、うふうなことを、取り組んでいるということをお伝えしていただきたいと思います。

○風間旭君 そして、それが少年非行犯罪の防止になつていくことになればいいんですけど、それをずつと続けていくおつもりだと思いますけれども、それが一番いいんですかね。今後ずっとそれを続けていかれるんですか。

○副大臣(馳浩君) これは当然やつぱり警察庁と連携しながら、どういう指導 対応したら子供たちの心にしつかり届くのかと。実際に中学生が暴力団の勧誘に遭わないようにするにはどうしたらいいのかとか、具体的なことはなかなか学校の教職員だけでは分からぬことがありますから、実際犯罪の現場、取締りの現場にいる警察の方々にも伺いながらやっていくべきだと思いますし、恐

らく各都道府県でも、教育委員会と警察の方と人事交流も進んで、日ごろから連携をして、学校教育の中だけでは対応し切れない部分も警察と連携しながら、また司法関係者とか福祉関係者とも連携しながら取り組んでいるところでありますので、このより一層取組を進めていくということが必要だと考えております。

○風間旭君 そのような教育の取組を踏まえて、最近の少年非行に関する国家公安委員長としての認識を一言で伺いたいと思いますし、またそれに對してどのように取り組んでいかれるのかを伺つて、質問を終わりたいと思ひますけれども。

○国務大臣(芦掛哲男君) もうお答えいたしました。

最近の少年非行情勢につきましては、刑法犯検挙人員の約三割を少年が占めており、人口当たりの検挙人員で見ましても少年は成人の約六倍と依然として高水準にあると承知しております。ま

た、個別の事例で見ましても、少年による社会の耳目を集める重大な事件は後を絶たず、少年の非行の現状に懸念を有しているところであります。

このような状況に対しましては、少年が非行や犯罪に巻き込まれず健全に育つていくよう、学校等とも連携して街頭補導活動の補強、少年を取り巻く環境の浄化など、非行や犯罪被害の防止に取り組んでいるところであります。

今後とも、地域の子供は地域で守り育てるといふ機運を高めるとともに、少年の非行防止や被害抑止のため総合的な取組が推進されるよう努めてまいりたいと思っておりますが、今、風間委員から言われましたいろいろなことについて、今文部省は二つほど質問できればいいなど、こういうふうに思つております。

○風間旭君 終わります。

○委員長(工藤堅太郎君) よろしいですか。

○近藤正道君 社民党・護憲連合の近藤正道でございます。

質問時間がわずか十二分でありますんで、二つほど質問できればいいなど、こういうふうに思つております。

一つ目でございますが、エアソフトガン、これは従来は規制の対象外だったわけですが、これは

が、このエアソフトガンのうち人を傷害し得る威力を持つものについて所持を禁止するということをございます。

六ヶ月の経過措置の後に発効するわけですが、このエアソフトガンのうち人を傷害し得る威力を持つもの、これが外観で一目瞭然で分か

る場合と分からぬ場合がございまして、分かる場合は検査は容易だというふうに思います、分からない場合どういうふうに現場で検査官が対応されるのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○政府参考人(竹花豊君) もはり、犯罪の構成要件がこうした準空気銃に当たるかどうかというこ

とに對しては、三・五ジュークルを目安としたものを内閣府令で定めるわけでございますので、そう

してあるいは青少年の非行に対するそういうものを抑止していくという、そういうものをやはり生かしながらやつていかなければならぬし、特

に今委員いろいろ御心配されている、きつと持続性ですね。やつぱり一時的には確かにそういうこ

とはできるけれども、こういう問題はやつぱり持続しながら続けていくことが非常に大切でござい

ますので、今申し上げたようなこういう制度、そ

ういうものを生かしつつ、持続的に青少年の非行に走る問題などなどへの適切な対応を今後とも皆

さんの御指導もいただきながらやつていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○政府参考人(竹花豊君) もはり、職務質問とか

の捜査員は、警察官はどういう対応をするんですか。例えば任意検査がある場合は職務質問とか

いろいろありますけれども、いずれにしても、そ

のエアガンを出してもらつて、そしてそれを測定

しないやりやそれは分からぬわけでございますが、現場の言わばイメージが私にはよく分からぬ

典型的なケースでひとつ御説明をいただきたいと

思います。

○政府参考人(竹花豊君) もちろん、エアソフト

ガンを所持しているかどうかについて、警察がそ

の端緒を得るにはいろいろな方法があろうかと思

います、ありようがあろうかと思ひます。

もちろん、関係者から彼は持つているよという

ような情報の提供が事前にあつて検査をする場

合、これについてはそうした簡易の測定器を準備

するなど適切な方法を講じることが可能かと思

いますが、突然、街頭を歩いている一般の方がどう

も銃つきものを持っているということが分かり

ました際には、これはやはり本人の承諾を得まし

て、それについて簡易な鑑定が迅速に行えるよう

な方法に御協力をいたたくということで対処をし

ていくことが必要であるとかと存じます。

○近藤正道君 そうすると、通常は、職務質問か何かやつて、そして説得をして提出をしてもらつて、測定器に掛け、そしてレベルを超えたたらこれは犯罪に該当するということで検挙すると、こういう形になると、こういうことでしようか。

○政府参考人(竹花豊君) 状況にもよりますので、すべてがそのとおりにいくかどうかが分かりませんけれども、いざれ今先生が言われたようなことが基本的なありようにならうかというふうに存じます。

○近藤正道君 別に意地悪な質問しているわけじゃないんですけども、そうすると、職務質問等をやつて、そして任意提出に応じてもらえないようなときには、これは事実上対応できないと、こういう形になるんでしょうか。その場合は何かいい方法はあるんでしょうか。

○政府参考人(竹花豊君) これは、準空気銃に限らず、いざれ、例えは薬物らしきものを持つている場合にも、これを任意提出を求めてなかなか説得に応じていただけないこともしばしば実務上あらるわけでございまして、こうした一般の例に倣つて粘り強く本人を説得をすることになろうかと思います。

ただ、薬物等とは異なりまして、これは準空気銃といふことでもござりますので、いわゆる武器ではございませんし、恐らくいろいろな事情をお話をする中で御協力がいただける場合がかなり多いのではないかというふうにも感じるところでございます。

○近藤正道君 私も大部分の場合はうまくいくんただろうというふうに思つておりますけれども、しかし、外観上明らかに違法のエアガンを持つている場合ならいいんですけれども、そうでない場合は測定しないと分からぬという、事柄の特質上そういう問題がありますので、是非、現場で混乱が起らぬよう一つの対応をやつぱりしつかり取つていただきたい、そのことを要望しておきたいというふうに思います。

もう一つでございますが、先ほど猪口大臣が十

七年度の総括をされておりました。そして、銃器犯罪については一般的に減少傾向である、しかし

そのエアガンが拡大をしているということと、もう一つ、暴力団情勢は予断を許さない情勢であるというお話をございました。ですから、水際対策をやっぱり強化しなければならないということです。

ございました。

いずれにいたしましても、この銃器犯罪のやっぱり圧倒的多数は暴力団関係、ここから発生しているわけございまして、今日はエアガンの問題

ではござりますけれども、銃器犯罪を撲滅する、あるいは封じ込めるということであれば、暴力団に対する銃器封じ込めの対策というのがやっぱり決勝的に重要なふうに思つております。

そこで、もう一つの質問は、公安部員長にお尋ねしたいというふうに思いますが、暴力団に対す

る銃器封じ込めの現状と、とりわけ今現在の課題、これは何なのか、お聞かせをいただきたいと

いうふうに思ひます。

○国務大臣(菅掛哲男君) お答えいたします。

平成十七年の暴力団によると見られる銃器発砲事件の発生回数は五十一回で、前年の八十五回に比べ減少し、うち対立抗争によると見られるものも十一回で、前年の十九回から減少しているところあります。

そこで、菅掛哲男君

お答えいたします。

平成十七年の暴力団によると見られる銃器発砲事件の発生回数は五十一回で、前年の八十五回に比べ減少し、うち対立抗争によると見られるものも十一回で、前年の十九回から減少しているところあります。

そこで、菅掛哲男君

お答えいたします。

事件の発生回数は五十一回で、前年の八十五回に比べ減少し、うち対立抗争によると見られるものも十一回で、前年の十九回から減少しているところあります。

そこで、菅掛哲男君

お答えいたします。

事件の発生回数は五十一回で、前年の八十五回に比べ減少し、うち対立抗争によると見られるものも十一回で、前年の十九回から減少しているところあります。

そこで、菅掛哲男君

お答えいたします。

告側の支援等の諸対策を強力に推進しております。

他方、平成十七年の暴力団構成員及び準構成員からのけん銃押収丁数は二百四十三丁で、前年に比べ六十六丁減少するなど、その摘発強化が課題と認識いたします。

けん銃押収丁数が減少した理由には、先ほど申し上げたとおり、対立抗争事件が実質的に減少し

暴力団が手近にけん銃を持つ機會が減少していること、銃器の隠匿方法が大変巧妙化していることの要因があり、警察としては、今後とも、暴力団が組織的に管理するけん銃に重点を置きつつ、広範囲にわたる徹底した捜査、逮捕した被疑者から突き上げ捜査等を強力に推進することにより、暴力団にかかるけん銃の摘発を強力に推進していきたいというふうに考えております。

○近藤正道君 終わります。

○木俣佳丈君 最後の質問になりますけれども、しばしの間、よろしくお願ひします。

今日、同僚議員からかなり重なる質問が出ておりますので、銃刀法関係では一つだけ。

○近藤正道君 これは、先ほど銃エアガンのモデルガンを回したわけでございますが、やはり本物の銃、アメリカで私も触ったことありますけれど、今の銃と非常に見分けが付きにくいという話は、先ほど来てから話がずっとあるわけでございます。

そこで、やはり何百万丁という本物に似たけん銃、モデルガンが出回っているということであれば、本気でこれを準危険なもので、準空気銃といふことで取り締まるとなれば、例えば色をもう緑にしちゃうとか、それとも何か大きな何か、P.S.Eで失敗しましたけれども、何か大きな検印といふことで取り締まるとなれば、それがどうか。

そこで、やはり何百万丁という本物に似たけん銃、モデルガンが出回っているということであれば、本気でこれを準危険なもので、準空気銃といふことで取り締まるとなれば、それがどうか。

○木俣佳丈君 ありがとうございます。しっかりと取り締まるために、そしてまた気軽に遊ぶ方も大

事かと思いますので、両方が見分け付くように明確にしていただきたいというふうに思つております。

そこで、木俣佳丈君

お答えいたします。

そこで、木俣佳丈君

お答えいたします。

空気銃を外から見ても余り変わらないのでどう見分けれるかというお話を一点でございますので、ま

ずそれからお答えさせていただきます。

準空気銃は、外見が空気銃や準空気銃以外の工

アソフトガンに類似していることから、準空気銃

であることを一見して判別することが困難な場合

もあるとを考えます。しかしながら、警察では、改

正法施行後の取締りを厳正に行うため、現在市販

されている国内製のエアソフトガンについては、

業界団体の協力も得て、どれが準空気銃に該当

するかといった個別具体的なメーカー名、型式を把

握する予定であり、これによって取り締まること

が可能であるというふうにも考えております。

それからもう一つ、今何かこう色を変えたらど

うかというようなお話をございましたが、正にそ

ういうことにつきましても、今後、銃、準空気銃に該当せず、改正法施行後も所持が許容される工

アソフトガンなどについては、業界団体等の協力

を得るなどして、既に販売されているものも含

め、規制対象外である旨を示すシールを張るなど

の方針もこれから検討してまいりたいと考えております。

そこで、木俣佳丈君

お答えいたします。

そこで、木俣佳丈君

お答えいたします。

それと、ちょっととそのまま当てはまるかどうかで、この食品には、特に捨てられてているのは、スーパー等とコンビニとか、こういったもの、又はレストランの残飯が多いと思うんですねけれど、消費期限、賞味期限というラベルが打つてあるわけでございます。私自身もスーパーにたまに買物に行くわけでございますが、この消費期限、賞味期限というのが、非常に音が似ているということもあつたりして非常に区別が付いていくといふことと、最近非常に消費者がセントシティップになつていて、例えば、消費期限といつのが足の短い方らしいんですね、賞味期限といつのが足が長い方、数か月もつ方だということらしいんですが、消費期限一日前、例えればしたがもうリミットでも結局捨ててしまうようなものもあつて、結局食品リサイクル等々もうちょっと有効利用できないかと、こういう話があるらしいんですねけれど。

一点伺いたいのは、例えば、それがこちらでちゃんとなつてあるんじやないかということでありまして、例えば牛乳の場合にでも、高温殺菌のものは賞味期限、低温殺菌のものは消費期限、こういうふうに分かれていると。例えば、ヨーグルトは賞味期限、納豆は消費期限のものと賞味期限のものがこれ二つあるということで、こういったものを明確にもう少しすべきではないかというふうに思うんですが、どうでしようか。

○政府参考人(高橋直人君) 御指摘の消費期限と賞味期限、この区別は平成十五年の三月に、厚生労働省とそれから私たちとの共同開催しております食品の表示に関する共同会議、これは両省の審議会の下部機関を一緒にやっておるものでございますけれども、そこで消費期限と賞味期限の表示上のルールを取りまとめまして、昨年の八月から完全実施に現在移行しております。

これは、物の考え方は、消費期限はその期限を過ぎますと腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴つて衛生上の危害が発生するおそれがある期限と。ですから、これを過ぎて食べるとなつて問題が

ありますよと、健康上ちょっとどうかなと、こういうことでまあ五日以内、おおむね製造日から五日以内で品質が急速に劣化する食品、こういうものに付しております。

その実はお菓子屋さんというのは、これテレビのCMでも、それを揚げてでもまた食べてくださいというようなところのものが、そういう効果もなく無駄になってしまふと。

○委員長(工藤堅太郎君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

まあ重ねてなんですが、ども、日本の今の食料の関係を見てみると、三分の一が結局エネルギーの関係でいうと捨ててしまつていいのを何とかできないかという観点で、どういう対応を農水省としては取られているか、また取られようとしているかということをつぶさに見ていくつもりながつて、いくつまである

ますので、これを許します。柳澤君。
○柳澤光美君 私は、ただいま可決されました鉛
砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案に
対し、自由民主党・民主党・新綠風会・公明党、
社会民主党・護憲連合及び各派に属しない議員本
会議大半の共同で反対する立場を是認する。

いただければと思うんですけども。

併々又君の共同提案による附帯的議案を提出いたします。

いんすが、消費期限一日前、例えばあしたがもうリミットでも結局捨ててしまうようなものもあつて、結局食品リサイクル等々もうちょっと有効利用できないかと、こういう話があるらしいんですけど。

ようには、ですから一般的には傷みやすいものには消費期限、比較的傷みにくいものには賞味期限、こういう区分でやつております。その期限はちよつと私ども、現在施行してまだ日が浅いわけでござりますので、それほど大きい消費者の方からの混乱もないというふうに見ております。

それから、あと、どちらかに統一してはどうか

関係につきましては、一概に消費期限と製造年月日等を比較してどちらが食品ロスの防止に効果的であるかということについて判断することは難しくないと考えております。食品衛生の観点からは、食品期限を表示する方が品質の劣化に衛生上の危害が発生するおそれがない期限が分かりやすいのではないかとも考えております。

示して、その適正な執行がなされるようになります。

大切な商品選択を行つていただきますために、あらゆる機会を通じて食品表示に関する普及啓発に努めてまいります。

接に連携し、改修等が円滑に行われるようになるとともに、準空気銃の廃棄による事故等の未然防止に努めること。

○木俣佳丈君 終わります。
○委員長(工藤堅太郎君) 他に御発言もないよう
ですから、質疑は終局したものと認めます。

右決議する。
以上でございます。

これより討論に入ります。——別に御意見もな
いようですから、これより直ちに採決に入ります。

○委員長(工藤堅太郎君)　ただいま柳澤君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ひます。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律
案に賛成の方の举手を願います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

紹介議員 小林 元君	山本公憲 外三千四百三十二名	三七六 徳永美津子 外二千三百三名
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。
第一〇四四号 平成十八年三月二十四日受理 安全・安心な公共サービスの確立に関する請願 請願者 新潟県岩船郡朝日村大字堀野五三 紹介議員 前田 武志君 七ノ三 渡辺慶子 外一千七十二名	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	第一〇五一号 平成十八年三月二十七日受理 安全・安心な公共サービスの確立に関する請願 請願者 長野県安曇野市豊科高家二、九一 紹介議員 藤原 正司君 三ノ四 山浦慎司 外二千二百七十九名
紹介議員 佐藤 雄平君	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。
第一〇四五号 平成十八年三月二十四日受理 安全・安心な公共サービスの確立に関する請願 請願者 長野県松本市岡田下岡田二五〇ノ 六ノ二〇一 野池博昭 外四千百六十八名	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	第一〇五二号 平成十八年三月二十七日受理 安全・安心な公共サービスの確立に関する請願 請願者 群馬県前橋市江田町三三一 高橋清美 紹介議員 谷 博之君 外一千九百五十七名
紹介議員 佐藤 雄平君	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。
第一〇四七号 平成十八年三月二十四日受理 安全・安心な公共サービスの確立に関する請願 請願者 栃木県真岡市並木町四ノ一四ノ一 二 富賀瀬章一 外四千九十九名	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	第一〇五三号 平成十八年三月二十七日受理 安全・安心な公共サービスの確立に関する請願 請願者 福岡市中央区薬院四ノ一九ノ七ノ 三一七 金丸淳伸 外一千九百九十九名
紹介議員 藤末 健三君	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	紹介議員 島田智哉子君 九名
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。
第一〇四八号 平成十八年三月二十四日受理 安全・安心な公共サービスの確立に関する請願 請願者 新潟県魚沼市井口新田一七三ノ一 高橋和代 外五千四百三十二名	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	第一〇五四号 平成十八年三月二十七日受理 安全・安心な公共サービスの確立に関する請願 請願者 群馬県群馬郡榛名町下室田八六一 ノ四 斎藤光子 外一千五十四名
紹介議員 小川 勝也君	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	紹介議員 島田 直史君 直史君
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。
第一〇五〇号 平成十八年三月二十七日受理 安全・安心な公共サービスの確立に関する請願 請願者 北海道中川郡中川町字中川 古川 外四百九十九名	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	第一〇六二号 平成十八年三月二十七日受理 安全・安心な公共サービスの確立に関する請願 請願者 伊藤 基隆君 田辺幸喜 外二千四百九十九名
紹介議員 平野 達男君	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	紹介議員 伊藤 基隆君 田辺幸喜 外二千四百九十九名
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。
第一〇五五号 平成十八年三月二十七日受理 安全・安心な公共サービスの確立に関する請願 請願者 北海道中川郡中川町字中川 古川 外四百九十九名	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	第一〇六四号 平成十八年三月二十七日受理 安全・安心な公共サービスの確立に関する請願 請願者 水岡 俊一君 伊地知義三 外千九百五十九名
紹介議員 平野 達男君	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	紹介議員 水岡 俊一君 伊地知義三 外千九百五十九名
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。
第一〇六三号 平成十八年三月二十七日受理 安全・安心な公共サービスの確立に関する請願 請願者 佐賀県杵島郡北方町大字志久一 十四名	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	第一〇六九号 平成十八年三月二十七日受理 安全・安心な公共サービスの確立に関する請願 請願者 鹿児島市吉野町五、〇五八ノ二 伊地知義三 外千九百五十九名
紹介議員 山下 八洲夫君	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	紹介議員 峰崎 直樹君 大石サト子 外三千八百五十九名
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。
第一〇六四号 平成十八年三月二十七日受理 安全・安心な公共サービスの確立に関する請願 請願者 若井照光 外四千三百五十五名	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	第一〇七〇号 平成十八年三月二十七日受理 安全・安心な公共サービスの確立に関する請願 請願者 岩佐文幸 外二千五十名
紹介議員 大塚 耕平君	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	紹介議員 柳澤 光美君
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。
第一〇六五号 平成十八年三月二十七日受理 安全・安心な公共サービスの確立に関する請願 請願者 千葉県長生郡長生村岩沼一八ノ八 小久保堅 外二千十六名	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	第一〇八三号 平成十八年三月二十七日受理 安全・安心な公共サービスの確立に関する請願 請願者 岐阜県下呂市小坂町湯屋ハ九ノ一 岩佐文幸 外二千五十名
紹介議員 大江 康弘君	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。
第一〇六六号 平成十八年三月二十七日受理 安全・安心な公共サービスの確立に関する請願 請願者 福島県西白河郡矢吹町八幡町二三 三ノ五 矢吹徹 外四千三百八十九名	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	第一〇八四号 平成十八年三月二十七日受理 安全・安心な公共サービスの確立に関する請願 請願者 北海道北見市田端町三三ノ四八 工藤誠二 外三千七百九十九名
紹介議員 大塚 泰弘君	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	紹介議員 辻 泰弘君
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。
第一〇六七号 平成十八年三月二十七日受理 安全・安心な公共サービスの確立に関する請願 請願者 岡山県倉敷市真備町川辺三三三ノ 二 西江清音 外千五百二十一名	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	第一〇八五号 平成十八年三月二十七日受理 安全・安心な公共サービスの確立に関する請願 請願者 福岡市東区松崎三ノ四一ノ二〇ノ 五〇四 佐藤幸晴 外四千二百七十四名
紹介議員 主濱 了君	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	紹介議員 佐賀県杵島郡北方町大字志久一 十四名
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

紹介議員 林 久美子君
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

第一〇九二号 平成十八年三月二十七日受理
安全・安心な公共サービスの確立に関する請願
請願者 三重県松阪市上ノ庄町一、六四九

紹介議員 岡崎トミ子君
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

第一〇九三号 平成十八年三月二十七日受理
安全・安心な公共サービスの確立に関する請願
請願者 山形県酒田市北新町一ノ八ノ一

紹介議員 西田不二郎 外千八百八十六名
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

第一〇九四号 平成十八年三月二十七日受理
安全・安心な公共サービスの確立に関する請願
請願者 香川県東かがわ市小磯八八二ノ一

紹介議員 藤原千鶴 外千八百九十七名
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

第一〇九五号 平成十八年三月二十七日受理
安全・安心な公共サービスの確立に関する請願
請願者 香川県酒田市北新町一ノ八ノ一

紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

第一〇九六号 平成十八年三月二十七日受理
安全・安心な公共サービスの確立に関する請願
請願者 香川県東かがわ市小磯八八二ノ一

紹介議員 円 より子君
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

第一〇九七号 平成十八年三月二十八日受理
安全・安心な公共サービスの確立に関する請願
請願者 群馬県藤岡市上栗須九五〇六 中

紹介議員 里健一 外千九百五十六名
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

第一〇九八号 平成十八年三月二十八日受理
安全・安心な公共サービスの確立に関する請願
請願者 大塚 直史君

紹介議員 犬塚 直史君
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

第一〇九九号 平成十八年三月二十八日受理
安全・安心な公共サービスの確立に関する請願
請願者 北海道上川郡東神楽町一〇号 宮

紹介議員 崎ヨシ子 外二千四百九十九名
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

第一一〇〇号 平成十八年三月二十八日受理
安全・安心な公共サービスの確立に関する請願
請願者 香川県観音寺市豊浜町和田乙五五

紹介議員 川上清 外四千二百一名
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

第一一〇一号 平成十八年三月二十八日受理
安全・安心な公共サービスの確立に関する請願
請願者 島根 隆治君

紹介議員 六 宇山成人 外二千六十一名
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

第一一〇二号 平成十八年三月二十八日受理
安全・安心な公共サービスの確立に関する請願
請願者 島根 隆治君

紹介議員 又市 征治君
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

第一一〇三号 平成十八年三月二十八日受理
安全・安心な公共サービスの確立に関する請願
請願者 松岡 徹君
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

第一一〇四号 平成十八年三月二十八日受理
安全・安心な公共サービスの確立に関する請願
請願者 香川県高松市野谷三七

紹介議員 三 渡辺光司 外三千九百七十八
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

第一一〇五号 平成十八年三月二十八日受理
安全・安心な公共サービスの確立に関する請願
請願者 前川 清成君
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

第一一〇六号 平成十八年三月二十八日受理
安全・安心な公共サービスの確立に関する請願
請願者 富岡由紀夫君

紹介議員 西川瞳 外三千九百二十九名
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

第一一〇七号 平成十八年三月二十八日受理
安全・安心な公共サービスの確立に関する請願
請願者 岩間新一
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

第一一〇八号 平成十八年三月二十八日受理
安全・安心な公共サービスの確立に関する請願
請願者 泰司 外二千四百九十九名
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

第一一〇九号 平成十八年三月二十九日受理
安全・安心な公共サービスの確立に関する請願
請願者 熊本市中無田町二二六ノ二 竹内

紹介議員 小林 正夫君
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

第一一三五号 平成十八年三月二十九日受理
安全・安心な公共サービスの確立に関する請願
請願者 島三津男 外三千七百六十四名
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

第一一三六号 平成十八年三月二十九日受理
安全・安心な公共サービスの確立に関する請願
請願者 泰司 外二千四百九十九名
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

紹介議員 山根 隆治君
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

第一一三七号 平成十八年三月二十九日受理
安全・安心な公共サービスの確立に関する請願
請願者 田名部匡省君
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

第一一三八号 平成十八年三月二十九日受理
安全・安心な公共サービスの確立に関する請願
請願者 富山県滑川市北野五〇七 廣田晃
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

請願者 北海道帯広市大空町一〇ノ三ノ二
齊藤奈美 外二千九百九十九名

紹介議員 北澤 俊美君
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

第一一三八号 平成十八年三月二十九日受理
安全・安心な公共サービスの確立に関する請願

請願者 岐阜市長良竜東町五ノ一七ノ一三
長繩和敏 外三千三百五十七名
紹介議員 近藤 正道君
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

第一一三九号 平成十八年三月二十九日受理
安全・安心な公共サービスの確立に関する請願

請願者 北海道苦小牧市美園町三ノ一三ノ一
一三 渡辺道子 外二千四百九十九名
紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

第一一四〇号 平成十八年三月二十九日受理
安全・安心な公共サービスの確立に関する請願

請願者 東京都練馬区谷原五ノ二八ノ三
長谷良博 外三千二百七十四名
紹介議員 渕上 貞雄君
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

第一一四一号 平成十八年三月二十九日受理
安全・安心な公共サービスの確立に関する請願

請願者 群馬県前橋市箱田町五二ノ一 春
山直彦 外二千四百九十九名
紹介議員 伊藤 基隆君
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

第一一五〇号 平成十八年三月二十九日受理
安全・安心な公共サービスの確立に関する請願

請願者 群馬県前橋市箱田町五二ノ一 春
山直彦 外二千四百九十九名
紹介議員 伊藤 基隆君
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

第一一五一号 平成十八年三月二十九日受理
安全・安心な公共サービスの確立に関する請願

請願者 石川県金沢市北安江四ノ二四ノ一
四 山名田一秀 外千六百三十名
紹介議員 藤本 祐司君
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

第一一五二号 平成十八年三月二十九日受理
安全・安心な公共サービスの確立に関する請願

請願者 北海道沙流郡日高町栄町東一ノ三
〇五ノ三四 田中基嗣 外三千九
紹介議員 高橋 千秋君
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

第一一六〇号 平成十八年三月三十日受理
安全・安心な公共サービスの確立に関する請願

請願者 北海道上川郡下川町南町一三 早
坂第一 外四千六百十七名
紹介議員 郡司 彰君
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

第一一六一号 平成十八年三月三十日受理
安全・安心な公共サービスの確立に関する請願

請願者 新潟県糸魚川市大和川一、一二二二
ノ一 中島利雄 外一千六百六十四
紹介議員 蓮 航君
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

第一一六二号 平成十八年三月三十日受理
安全・安心な公共サービスの確立に関する請願

請願者 新潟県糸魚川市大和川一、一二二二
ノ一 中島利雄 外一千六百六十四
紹介議員 蓬 航君
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

平成十八年四月十八日印刷

平成十八年四月十九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局